

令和5年5月1日

岩沼市立小・中学校  
保護者 各位

岩沼市教育委員会  
教育長 百井 崇

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の学校の対応について  
(お知らせ)

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが5類感染症となり、季節性インフルエンザと同様の取り扱いとなることから、今後の市立小中学校における感染症対策については、以下のとおりとします。御不明な点がございましたら、学級担任等を通じて、各校にお問い合わせください。

記

1 コロナウイルス感染症に児童生徒が感染した場合

(1) 出席停止期間

発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

※症状軽快後、登校する際に医療機関等による治癒証明書の提出は不要です。

※出席停止解除後は発症から10日を経過するまでマスクの着用を推奨します。

(2) 濃厚接触者の特定は行いません。

2 学校での感染症対策

(1) 引き続き行うこと

- ① 家庭との連携による児童生徒の健康観察
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

(2) 行わないこと

- ① マスクの着用（教職員を含め、本人（保護者）の判断に委ねる）
- ② 学校給食での「黙食」
- ③ 毎朝の検温とその記録や手指消毒

3 「出席停止」扱いとすることができるとき（学校に御相談ください）

- (1) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある人がいるなど、合理的な理由があると校長が判断した場合
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患などで重症化リスクが高い場合
- (3) 児童生徒本人が、コロナウイルスワクチンを接種する場合、またその副反応のために休む場合



担 当：岩沼市教育委員会  
学校教育課 指導係 加藤 琢也  
電 話：0223-23-0728（学校教育課）  
F A X：0223-24-0897（代表）  
e-mail：chief0@city.iwanuma-ed.jp